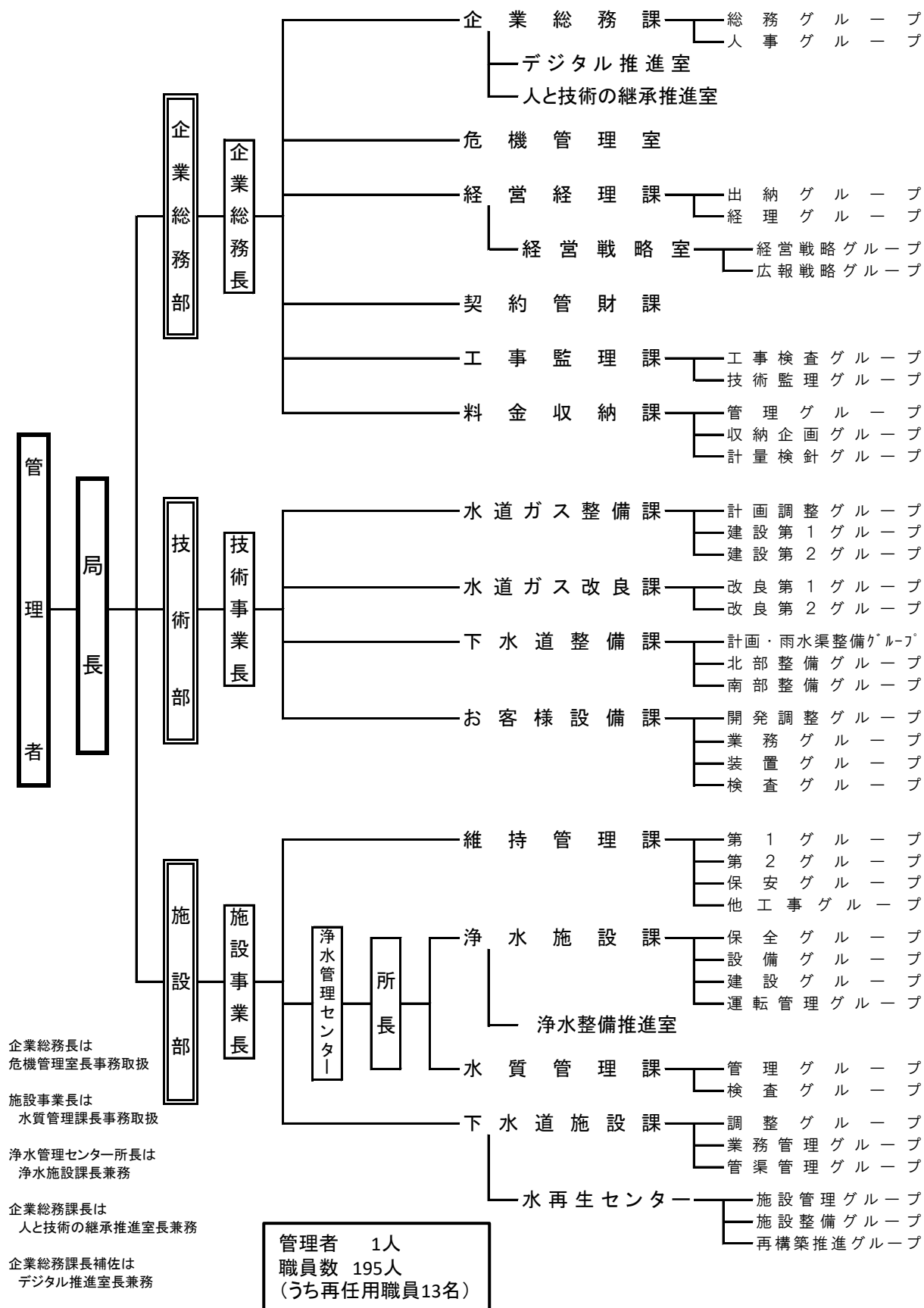

第 1 編

機 構 と 職 制

I 機構と職制 (令和6年4月1日現在)

1. 機構等



2. 事務分掌

企業総務部

(1) 企業総務課

総務グループ

- ・企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- ・公印の保管に関すること。
- ・局、課、危機管理室、デジタル推進室及び人と技術の継承推進室の一般庶務に関すること。
- ・水道、下水道及びガス事業の計画に係る総合調整に関すること。
- ・日本水道協会滋賀県支部に関すること。

人事グループ

- ・職員の人事、給与及び労務に関すること。
- ・職員の衛生、安全管理及び福利厚生に関すること。
- ・労働組合に関すること。
- ・局職員の研修計画及び実施に関すること。
- ・研修センターの維持管理に関すること。

＜デジタル推進室＞

- ・デジタル化の推進及び情報システムの運営及び管理に関すること。
- ・デジタル・ガバメント委員会に関すること。
- ・情報セキュリティ対策に関すること。
- ・OA機器の管理及び導入に関すること。
- ・日本水道協会滋賀県支部のデジタル化推進に関すること。

＜人と技術の継承推進室＞

- ・企業局における技術職の人材確保に係る取組に関すること
- ・企業局における人材の定着に係る取組に関すること

(2) 危機管理室

- ・災害等危機事案に係る対策に関すること。
- ・災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関すること。

(3) 経営経理課

出納グループ

- ・収入及び支出処理に関すること。
- ・収入及び支出等書類の審査に関すること。(決算整理に関するものを除く。)
- ・資金計画に関すること。
- ・現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- ・出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ・公印の保管に関すること。

- ・課の一般庶務に関すること。
- ・資金の運用に関すること。

経理グループ

- ・予算編成及び執行管理に関すること。
- ・決算に関すること。
- ・財政計画の策定及び長期収支見通しに関すること。
- ・企業債の借入と償還に関すること。
- ・財務諸表の作成及び業務状況の公表に関すること。
- ・料金、使用料改定のうち原価計算に関すること。
- ・固定資産台帳の管理に関すること。
- ・諸統計に関すること。
- ・振替伝票（決算整理に関するものに限る。）の審査に関すること。
- ・企業会計システムの運営、管理及び調達に関すること。
- ・資金の調達、運用に関すること。
- ・託送供給収支計算書の作成・公表に関すること。

<経営戦略室>

経営戦略グループ

- ・局の事業の経営企画、経営戦略に関すること。
- ・局の事業の経営に係る調査及び研究に関すること。
- ・料金及び使用料の調査、検討及び設定に関すること。
- ・運営権者との契約、調整等に関すること。
- ・大津市ガス特定運営事業等検証委員会に関すること。

広報戦略グループ

- ・局の事業の広報戦略及び活動に関すること。
- ・室の一般庶務に関すること。

(4) 契約管財課

契約グループ

- ・企業局入札監視委員会に関すること。
- ・建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ・建設工事等請負業者の指名に関すること。
- ・企業局建設工事等契約審査委員会に関すること。
- ・物品の購入等の入札及び契約並びに出納保管に関すること。
- ・企業局委託業務等契約審査委員会に関すること。
- ・不用物品の処分（貯蔵品）に関すること。
- ・公印の保管に関すること。

- 管財グループ
- ・ 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
 - ・ 物品の購入等の入札及び契約並びに出納保管に関すること。
 - ・ 不用物品の処分（車両及び備品）に関すること。
 - ・ 局が所管する市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
 - ・ 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
 - ・ 市有物件災害共済に関すること。
 - ・ 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 - ・ 課の一般庶務に関すること。

（５）工 事 監 理 課

- 工事検査グループ
- ・ 請負、給配水施設工事の検査に関すること。
 - ・ 請負、給配水施設工事の検査に伴う技術指導に関すること。
- 技術監理グループ
- ・ 水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関すること。
 - ・ 企業局技術委員会及び専門委員会に関すること。
 - ・ 水道、下水道及びガス器材の承認並びに工法及び技術基準に関すること。
 - ・ C A D積算システムの運用・保守に関すること。
 - ・ 課の一般庶務に関すること。

（６）料 金 収 納 課

- 管理グループ
- ・ ガス料金収受等代行業務委託契約の請求及び同業務委託のうち収納及び窓口受付関係に関すること。
 - ・ 「お客様センター業務」の運営管理（収納及び窓口受付関係）に関すること。
 - ・ 水道、ガス料金及び下水道使用料の賦課調定に関すること。
 - ・ 納入通知書に関すること。
 - ・ 水道、ガス料金及び下水道使用料その他の収納金の収納及び精算に関すること。
 - ・ 課の一般庶務に関すること。
 - ・ ガス料金収受等代行業務委託の会計処理に関すること。
- 収納企画グループ
- ・ 「お客様センター業務」の運営管理（整理関係）に関すること。
 - ・ ガス料金収受等代行業務委託契約のうち、整理関係に関すること。
 - ・ 水道、ガス料金及び下水道使用料の督促に関すること。
 - ・ 水道の給水及びガスの供給停止並びに当該停止処分の取り消しに関すること。
 - ・ 水道、ガス料金及び下水道使用料の債権管理並びに不納欠損処分に

関すること。

- ・ 滞納情報（警察照会を含む。）等の照会回答に関すること。
- ・ 下水道賦課漏れに係る収納管理に関すること。
- ・ 委託契約関係（プロポーザル実施）に関すること。
- ・ 企業局D X戦略に関すること。

計量検針グループ

- ・ 「お客様センター業務」の運営管理（開閉栓・検針業務等関係）に関すること。
- ・ 貯蔵品の購入、たな卸経理及び管理に関すること。
- ・ 検定満期メーターの取替えに関すること。
- ・ 漏水認定に関すること。
- ・ 下水道使用量の認定に係る請求及び下水道の一時停止に関すること。
- ・ 開閉栓業務に関すること。
- ・ ガス事業の託送供給に関すること。
- ・ 託送使用申込み及び使用料の請求に関すること。
- ・ 託送使用申込及び使用量の請求（負荷計測器の管理）に関すること。
- ・ ガス導管業務（最終保障・スイッチング業務等）に関すること。

技術部

（７）水道ガス整備課

計画調整グループ

- ・ 水道事業及びガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ・ 水道事業計画及びガス事業計画の策定に関すること。
- ・ 水道施設及びガス施設に関する企画及び調査に関すること。
- ・ 水道事業の水利権に関すること。
- ・ 水道事業における広域化の推進に関すること。
- ・ ガス技術者試験に関すること。
- ・ 課の一般庶務に関すること。

建設第1グループ

- ・ 上水道拡張工事及び改良工事における取水、導水、浄水、送水及び配水施設（構造物及び電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。
- ・ 上水道拡張計画において、新たに給水区域とした開発事業等の区域に係る送水及び配水施設（構造物及び電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。
- ・ 給水申請に係る配水管の設計及び施工に関すること。
- ・ 給水申請に伴う配水管の自主施工監理及び施設受納に関すること。

- 建設第2グループ
- ・ガス導管整備事業に係る工事の設計及び施工に関すること。
 - ・ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。

(8) 水道ガス改良課

- 改良第1グループ
- ・水道の経年管（鉛製給水管以外の給水管を除く。）の改良工事に係る設計及び施工に関すること。
 - ・給水不良等の改良工事に係る配水管の設計及び施工に関すること。
 - ・局の事業以外の事業に起因する導水管、送水管若しくは配水管の移設工事に係る設計及び施工に関すること。
 - ・鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。
 - ・課の一般庶務に関すること。
- 改良第2グループ
- ・ガスの経年管（内管を除く。）の改良工事に係る設計及び施工に関すること。
 - ・局の事業以外の事業に起因するガス導管（内管を除く。）の移設工事に係る設計及び施工に関すること。

(9) 下水道整備課

- 計画・雨水渠整備グループ
- ・下水道事業の基本計画、長期計画等の策定、都市計画決定及び事業計画に関すること。
 - ・下水道総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等の計画策定に関すること。
 - ・大規模開発等の事業調整に関すること。
 - ・流域下水道の計画区域外流入の県との協議、申請に関すること。
 - ・雨水渠の整備、計画策定に関すること。
 - ・瀬田浦クリーク水質浄化事業に関すること。
 - ・雨水渠施設の改築（調査、工事）等に関すること。
 - ・開発事業、下水道法第16、24条に伴う雨水渠に関すること。（技術協議、指導、審査、許可検査）
 - ・開発事業、下水道法第16、24条に伴う雨水渠台帳作成（指導、審査）に関すること。
 - ・下水道台帳（汚水、雨水）に関すること。
 - ・下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。
 - ・下水道用地の取得に関すること。
 - ・下水道維持管理システムに関すること。
 - ・課の一般庶務に関すること。

- | | |
|----------------------|---|
| 北部整備グループ
南部整備グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の管渠及び中継ポンプ場の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。 ・ 下水道の整備計画の策定に関すること。 ・ 下水道施設の地震対策に関すること。 ・ 下水道管渠のストックマネジメント計画（雨天時浸入水対策含む）等に基づく改築更新に関すること。 ・ 中継ポンプ場の施設整備、統廃合に関すること。 ・ 管路施設の移設に関すること。 ・ 合流式下水道の改善施設の整備に関すること。 ・ 開発事業、下水道法第 16 条により新設された管渠施設の検査に関すること。 ・ 下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。 ・ 下水道用地の取得に関すること。 |
|----------------------|---|

(10) お客様設備課

- | | |
|----------|--|
| 開発調整グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等事業に伴う水道、ガスの供給及び下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関すること。 ・ 排水設備設置義務免除許可に関すること。 |
| 業務グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定給水装置工事事業者、指定ガス工事店及び下水道排水設備指定工事店に関すること。 ・ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関すること。 ・ 下水道水洗化普及促進に関すること。 ・ 下水道使用料の賦課漏れに係る調査及び収納交渉に関すること。 ・ 課の一般庶務に関すること。 |
| 装置グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置及びガス供給装置工事の受付、審査及び清算に関すること。 ・ 下水道排水設備工事の受付、審査に関すること。 ・ 給水装置申込みに伴う鉛給水管対策に関すること。 ・ 公共汚水ますの設置に関すること。 ・ 上下水道・ガス審査等窓口業務の委託に関すること。 ・ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事及び舗装単価契約に関すること。 ・ 水洗便所等の改良助成に関すること。 ・ 自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関すること。 |
| 検査グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の検査に関すること。 ・ 指定工事店への技術指導に関すること。 |

- ・給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関する事。

施設部

(11) 維持管理課

- | | |
|----------|--|
| 第 1 グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（水道施設の点検・水道の緊急保安・修繕業務等）の管理、調整に関する事。 ・水道施設の災害対策及び教育訓練に関する事。 ・送配水管の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関する事。 ・送配水管管理計画の策定及び実施に関する事。 ・送配水施設（加圧施設及び配水池を除く。）の用地管理に関する事。 ・水道の私有管等の受納処理に関する事。 ・送配水管に係る占用許可の更新手続に関する事。 ・水道修繕業務等に係る舗装本復旧に関する事。 ・課の一般庶務に関する事。 |
| 第 2 グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガス施設の点検・ガスの緊急保安・修繕業務等）の管理、調整に関する事。 ・ガス整圧器及び電気防食施設の改良工事の設計、施工及び維持管理に関する事。 ・ガバナ遠隔監視制御システムの維持、運用に関する事。 ・液化石油ガス発生設備の維持管理に関する事。 ・ガス施設に係る災害防止に関する事。 ・ガス導管（内管は除く。）の維持管理及び点検、補修に関する事。 ・ガス修繕業務等に係る舗装本復旧に関する事。 ・敷地内他工事に関する事。 |
| 保 安 グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガスの内管漏えい検査業務）の管理、調整に関する事。 ・需要家保安に関する事。 ・経年埋設内管対策に関する事。 ・需要家保安に係る教育及び資格に関する事。 ・業務用無線設備の維持管理に関する事。 ・ガス施設に係る災害対策及び教育訓練に関する事。 ・ガス導管（内管は除く。）の占用許可申請及び用地管理に関する事。 ・ひとり暮らし等高齢者宅安全点検に関する事。 |

- 他工事グループ
- ・送・配・給水管に近接する水道事業以外の工事の受付、協議、立会及び巡回に関する事。
 - ・ガス導管に近接するガス事業以外の工事の受付、協議、立会及び巡回に関する事。
 - ・公共下水道管渠に近接する本市の下水道事業以外の工事の受付等に関する事。
 - ・他工事に伴う緊急措置に関する事。

(12) 浄水施設課

- 保全グループ
- ・水道施設の保全管理の総括に関する事。
 - ・水道施設の構内の取締に関する事。
 - ・浄水管理センターの維持管理に関する事。
 - ・課及び浄水整備推進室の一般庶務に関する事。
- 設備グループ
- ・水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工（電気、機械設備工事）に関する事。
 - ・遠方監視設備等の保全管理に関する事。
 - ・自家用電気工作物の保守点検に関する事。
- 建設グループ
- ・水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工（土木、建築工事）に関する事。
 - ・水道施設の用地管理に関する事。
- 運転管理グループ
- ・水道施設の運転管理の総括に関する事。
 - ・水道施設の水運用に関する事。
 - ・浄水統計に関する事。
- （浄水整備推進室）
- ・民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関する事。
 - ・大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会に関する事。

(13) 水質管理課

- 管理グループ
- ・水源、原水、浄水（処理過程のものを含む。）及び給水栓水等の水質調査に関する事。
 - ・浄水処理技術に係る実験及び研究に関する事。
 - ・浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関する事。
 - ・課の一般庶務に関する事。
- 検査グループ
- ・水源、原水、浄水（処理過程のものを含む。）及び給水栓水等の水質試験に関する事。

- ・水質に係る情報の収集及び統計に関すること。
- ・その他水質試験に関すること。

(14) 下水道施設課

調整グループ

- ・下水道事業（汚水、雨水）に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ・交付金及び県費補助等の事務に関すること。
- ・流域下水道建設負担金に関すること。
- ・大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会に関すること。
- ・各種委員会、協議会等に関すること。
- ・下水道業務継続計画（BCP）に関すること。
- ・課の一般庶務に関すること。

業務管理グループ

- ・公共下水道受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- ・流域下水道使用承認申請に関すること。
- ・流域下水道接続点及び特定事業場等の調査、指導及び下水道の水質に関すること。
- ・公共下水道の供用開始に関すること。
- ・公共下水道未接続事業者対策に関すること。
- ・地元3会館関連他に関すること。
- ・水環境再生事業の推進に関すること。（雨水貯留浸透施設設置助成）
- ・下水道資産（汚水、雨水）の総括的管理に関すること。
- ・下水道施設（汚水、雨水）の占用許可及び更新に関すること。
- ・下水道用地（汚水、雨水）の賃貸借に関すること。
- ・排水設備設置義務免除許可事業者に対する公共用水域への放流水の水質監視に関すること。

管渠管理グループ

- ・管路施設（汚水、雨水）の維持管理、補修に関すること。
- ・管路施設（汚水、雨水）の清掃・浚渫・点検及び調査に関すること。
- ・管路施設（汚水、雨水）の移設に関すること。
- ・下水道施設の法定点検に関すること。
- ・開発事業、下水道法第16条、24条に伴う公共汚水桝、取付管に関すること。

(15) 水再生センター

施設管理グループ

- ・処理場及びポンプ施設（以下この項において「施設」という。）の維持管理に関すること。
- ・施設の水質管理に関すること。

- ・施設の情報収集及び統計等に関すること。
- ・施設の使用許可に関すること。
- ・屋上公園の管理に関すること。
- ・汚泥共同処理に係る関係機関との協議、調整及び支出処理等に関すること。
- ・水再生センターの一般庶務に関すること。

施設整備グループ

- ・施設に係る整備計画に関すること。
- ・施設に係る調査、設計及び施工等に関すること。
- ・施設に係る開発事業の協議、指導及び検査等に関すること。
- ・施設に係る関係機関との協議、調整及び申請等に関すること。
- ・施設に係る施工等で発生した有価物の売り払いに関すること。

再構築推進グループ

- ・処理場の再構築に関すること。
- ・施設のD X・G Xの推進に関すること。
- ・施設の利活用の推進に関すること。
- ・下水処理技術の実験及び研究等に関すること。

3. 職員数及び配置表（令和6年4月1日現在）

区 分	局 長	企業総務長	課 長 室 長 参 事	課長補佐	副参事	主 幹	主 査
局	1						
企業総務部		1					
企 業 総 務 課 ※グループ制			1	1	2		3
デ ジ タ ル 推 進 室 ※グループ制			(兼) 1		(兼) 1		1 (兼) 1
人と技術の継承推進室			(兼) 1		(兼) 4		(兼) 1
危 機 管 理 室			(事) 3		(兼) 8		(兼) 1
経 営 経 理 課 ※グループ制			1	1	1		4
経 営 戦 略 室 ※グループ制			1		2 (兼) 3		1 (兼) 4
契 約 管 財 課 ※グループ制			1	1		1	1 (兼) 1
工 事 監 理 課 ※グループ制			1	1	1	1	1
料 金 収 納 課 ※グループ制			1	1	2	4	4
企業総務部 合計	1	1	6	5	8	6	15

※ 管理者及び特別職の非常勤職員は除く。

※ (兼)は兼務、(事)は事務取扱、〔 〕は再任用職員、()は会計年度任用職員を示す。

※ 契約検査課主査1名が、契約管財課主査を併任する。

(単位：人)

主 任	主 事	技 師	会計年度 任用職員	合計 課 別
				1
				1
	2		(1)	9 (1)
1 (兼) 1				2
(兼) 1				
(兼) 2				
1	1		(1)	9 (1)
2 (兼) 1				6
1	2		(2)	7 (2)
			(4)	5 (4)
1		1	(2)	14 (2)
6	5	1	(10)	54 (10)

区 分		局 長	事業長	課 長 所 長 参 事	室 長 課長補佐 室次長	副参事	主 幹	主 査
技術部			1					
水道ガス整備課 ※グループ制				1	1	3		4 [1]
水道ガス改良課 ※グループ制				1	1	1		6
下水道整備課 ※グループ制				1	1	5	1	2
お客様設備課 ※グループ制				1	1	2 [2]	6	3 [1]
技術部 合計		0	1	4	4	11 [2]	7	15 [2]
施設部			1					
維持管理課 ※グループ制				1	2	3	4	7
浄水管理センター				1				
	浄水施設課 ※グループ制			(兼) 1	[1]	1 (兼) 1 (兼) [1]	3	5
	浄水整備推進室			(兼) 1	1 [1]	(兼) 3 (兼) [1]	(兼) 2	(兼) 3
	水質管理課 ※グループ制			(事) 1	1			4 [1]
下水道施設課 ※グループ制				1	1		1	6
	水再生センター ※グループ制			1		1 [1]	1 (兼) 2	1
施設部 合計		0	1	4	5 [2]	5 [1]	9	23 [1]
合 計		1	3	14	14 [2]	24 [3]	22	53 [3]

※ 管理者及び特別職の非常勤職員は除く。

※ (兼) は兼務、(事) は事務取扱、[] は再任用職員、() は会計年度任用職員を示す。

★各部集計は手入力

(単位：人)

主 任	主 事	技 師	会計年度 任用職員	合 計 課 別
				1
5 [1]		4	(1)	18 [2] (1)
4		4	(3)	17 (3)
2 [1] (兼) [1]		2	(3)	14 [1] (3)
2 [1]			(10)	15 [4] (10)
13 [3]	0	10	(17)	65 [7] (17)
				1
1		2	(8)	20 (8)
				1
1 [1]		4	(6)	14 [2] (6)
		(兼) 1		1 [1]
1		2		8 [1]
[1]		2	(3)	11 [1] (3)
1		2	(1)	7 [1] (1)
4 [2]	0	12	(18)	63 [6] (18)
23 [5]	5	23	(45)	182 [13] (45)

4. 職員構成

(1) 給料（本俸）別職員構成（令和6年4月1日現在）

(単位:人・%)

区 分	事 務 職 員		技 術 職 員		合 計	
	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
140,000円以上160,000円未満	0	0.00	0	0.00	0	0.00
160,000円以上180,000円未満	0	0.00	2	1.41	2	1.03
180,000円以上200,000円未満	0	0.00	0	0.00	0	0.00
200,000円以上220,000円未満	1	1.89	5	3.52	6	3.08
220,000円以上240,000円未満	2	3.77	7	4.93	9	4.62
240,000円以上260,000円未満	5	9.43	15	10.56	20	10.25
260,000円以上280,000円未満	3	5.66	11	7.75	14	7.18
280,000円以上300,000円未満	4	7.55	10	7.04	14	7.18
300,000円以上320,000円未満	2	3.77	12	8.45	14	7.18
320,000円以上340,000円未満	2	3.77	14	9.86	16	8.20
340,000円以上360,000円未満	5	9.43	9	6.34	14	7.18
360,000円以上380,000円未満	11	20.76	19	13.38	30	15.38
380,000円以上400,000円未満	6	11.33	7	4.93	13	6.67
400,000円以上420,000円未満	6	11.32	19	13.38	25	12.82
420,000円以上440,000円未満	4	7.55	10	7.04	14	7.18
440,000円以上460,000円未満	2	3.77	2	1.41	4	2.05
460,000円以上480,000円未満	0	0.00	0	0.00	0	0.00
480,000円以上500,000円未満	0	0.00	0	0.00	0	0.00
500,000円以上	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計	53	100.00	142	100.00	195	100.00
給 料 総 額 (円)	18,353,600		46,784,400		65,138,000	
一人当たり平均給料(円)	346,294		329,468		334,041	

(2) 年齢別職員構成 (令和6年4月1日現在)

(単位:人・%)

区 分	水 道 事 業				下 水 道 事 業				ガ ス 事 業				合 計	
	事務 職員	技術 職員	計	比率	事務 職員	技術 職員	計	比率	事務 職員	技術 職員	計	比率	職員数	比率
18歳以上25歳未満	1	0	1	1.3	0	2	2	3.4	0	3	3	5.4	6	3.1
25歳以上30歳未満	1	4	5	6.3	0	2	2	3.4	1	1	2	3.6	9	4.6
30歳以上35歳未満	1	8	9	11.2	2	3	5	8.5	3	4	7	12.5	21	10.8
35歳以上40歳未満	2	14	16	20	5	7	12	20.3	2	5	7	12.5	35	17.9
40歳以上45歳未満	0	6	6	7.5	4	2	6	10.2	1	4	5	8.9	17	8.7
45歳以上50歳未満	4	4	8	10.0	4	2	6	10.2	2	6	8	14.3	22	11.3
50歳以上55歳未満	5	7	12	15	4	8	12	20.3	4	4	8	14.3	32	16.4
55歳以上60歳未満	1	12	13	16.2	2	6	8	13.5	3	9	12	21.4	33	16.9
60歳以上65歳未満	0	10	10	12.5	1	5	6	10.2	0	4	4	7.1	20	10.3
合 計	15	65	80	100.0	22	37	59	100.0	16	40	56	100.0	195	100.0
平均年齢 (年 月)	44年 11月	46年 7月	46年 3月	—	46年 0月	46年 2月	46年 2月	—	44年 11月	46年 2月	45年 9月	—	46年 1月	

(3) 勤続年数別職員構成 (令和6年4月1日現在)

(単位:人・%)

区 分	水 道 事 業				下 水 道 事 業				ガ ス 事 業				合 計	
	事務 職員	技術 職員	計	比率	事務 職員	技術 職員	計	比率	事務 職員	技術 職員	計	比率	職員数	比率
5年未満	1	14	15	18.7	3	8	11	18.6	3	4	7	12.5	33	17.0
5年以上10年未満	2	3	5	6.3	2	1	3	5.1	1	2	3	5.4	11	5.6
10年以上15年未満	2	7	9	11.3	2	6	8	13.5	2	8	10	17.9	27	13.8
15年以上20年未満	2	9	11	13.7	5	1	6	10.2	3	5	8	14.3	25	12.8
20年以上25年未満	2	4	6	7.5	3	5	8	13.6	2	3	5	8.9	19	9.7
25年以上30年未満	3	1	4	5.0	4	1	5	8.5	2	3	5	8.9	14	7.2
30年以上35年未満	3	8	11	13.8	1	9	10	16.9	1	6	7	12.5	28	14.4
35年以上	0	19	19	23.7	2	6	8	13.6	2	9	11	19.6	38	19.5
合 計	15	65	80	100.0	22	37	59	100.0	16	40	56	100.0	195	100.0
平均勤続年数 (年・か月)	19年 8月	21年 2月	20年 11月	—	18年 11月	20年 5月	19年 10月	—	18年 4月	22年 1月	21年 0月	—	20年 7月	

